

平成 29 年度事業計画

I 公益目的支出計画事業

次の事業を公益目的支出計画事業として実施する。

1 食品衛生指導員活動特別事業

食品衛生指導員による自主指導体制を確立し、また、巡回指導により食品等事業者の自主衛生管理を推進するとともに、消費者における食品衛生知識の普及向上を図る。

(1) 食品衛生指導員研修会の開催

食品衛生指導員による、より効果的な巡回指導や食品衛生相談に乗るため、行政機関と緊密な連携をとり、時節に応じた話題や最新情報などを習得し、資質の向上に努める。

- ・ 全国統一巡回指導重点目標の徹底
- ・ 食中毒予防に関する最新情報の習得
- ・ その他食品衛生の向上に関する科学的知識等の習得

(2) 食品衛生指導員による巡回指導

食品衛生指導員が県内の許可施設を巡回し、各施設の自主的な衛生管理体制について指導する。

- ・ 重点指導事項の徹底（8月、10月）
- ・ 巡回対象施設：県内の許可施設
- ・ 全国統一巡回指導重点目標

公益社団法人日本食品衛生協会から配布される啓発資料に基づき統一した指導を行う。

(3) 「食品衛生の日」の懇談会の開催

支部管内の食品等事業者及び消費者を対象に、食品衛生の普及啓発を目的として「食品衛生の日」を設けて懇談会等を開催する。

2 講演会開催事業

食品事業者等を対象にして、時節に応じた話題や食品衛生に係る最新情報などについて、専門家による講演会を開催する。実施に当たっては、県協会主催行事の開催時期に合わせて行う。

- 通常総会並びに評議員会（5月）
- 食品衛生推進大会（11月）
- 県の「食の安全・安心県民講座」への共催

3 食品衛生情報提供事業

年間を通じて、ホームページや情報誌「食協だより愛媛」などを活用し、食品衛生に関する情報の提供を行う。

II 自主管理普及啓発事業

1 食品営業自主管理強化事業・食品衛生普及委託事業（委託事業）

県民の健全な食生活に資するため、食品営業関係者の自主衛生管理を徹底させるとともに、消費者に対して食品衛生思想の普及啓発を図り、食品の安全性確保と食品衛生知識の普及向上を推進する。

(1) 食品衛生推進員事業

① 食品衛生推進員研修事業

食品衛生推進員の業務遂行のために必要な知識、技術等に関する研修会を開催する。

② 食の安全緊急サポートシステムの実施（松山市支部を除く。）

推進員は、県から「緊急食品情報システム」により提供された食中毒注意報、不良食品等の回収情報等を、地域の飲食店等の食品営業施設に周知し、食品衛生の向上のための相談等に対し、必要な助言、活動を行う。

③ 食品衛生推進員監視指導事業（松山市支部）

推進員が食品関係営業施設の巡回指導を行い、食中毒等食品事故の発生防止のための相談等必要な助言を行うとともに、食中毒の多発、不良食品の回収等、多数の食品営業者に対して緊急に対応策を周知する必要がある事態が発生した時、保健所長の指示に基づいて情報の伝達、衛生管理に関する相談・助言等も併せて行う。

(2) 食品衛生普及・消費者啓発事業

① 消費者の一日食品衛生監視員事業

食品関係営業施設を実地調査するなど、消費者の衛生知識の向上と営業者の自覚向上を図る。

② 食品衛生知識普及啓発事業（松山市支部）

消費者、食品関係事業者を対象に食の安全・安心に関するアンケート調査及びチラシ等の配布により、食品衛生知識の普及啓発を行なう。

(3) 食品衛生責任者講習会事業

① 養成講習会

食品衛生責任者養成のための保健所長の指示する講習会を開催し、管理体制の強化を図る。

② 実務講習会

責任者のための条例に基づく保健所長の指示する講習会を開催し、管理体制の強化を図る。

③ 責任者の管理業務（松山市支部）

営業者から提出された責任者の設置及び変更届の受付並びに台帳管理を行う。

(4) 自主衛生管理体制構築推進事業

自主衛生管理体制の強化を図るため、食品衛生推進員、指導員、責任者等に対する HACCP 手法の考え方に基づく自主衛生管理体制構築に関する研修会を開催する。

(5) 食品営業許可更新通知事業（松山市支部）

営業許可更新時前に営業者に対し通知を行い、更新手続き漏れがないように注意喚起する。

2 食品衛生推進大会事業

食品等事業者による食品衛生の自主衛生管理体制を推進するために、食品衛生の向上及び増進に努め、食中毒等食品事故の発生防止に貢献した食品等事業者及び他の模範と認められる施設に対して、食品衛生優良施設として表彰する。

また、食品衛生指導員の能力向上を目的とした指導員による体験発表や特別講演を行い、食品衛生の向上に寄与するための食品衛生推進大会を開催する。

開催日：平成 29 年 11 月 15 日(水)

場 所：松山市 ひめぎんホール

3 研修事業（理事並びに二部員合同研修会）

理事と二部員（事業共済部会、指導員部会）が一堂に会して、最近の食品業界の課題や部会に課せられた諸問題について調査研究等を行い、知識の向上に繋げる。

開催日：平成 29 年 9 月 5 日(火)

場 所：松山市 東京第一ホテル松山

4 調理師志望者講習会事業

愛媛県が実施する「調理師試験」の受験希望者を対象に、県下 3 会場（東予、中予、南予）で講習会を実施する。

5 食品衛生指導員養成講習会事業

食品衛生指導員を養成するための講習会を県下 3 会場（東予、中予、南予）で実施する。

6 「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業（日食協助成制度）

日食協が定めるノロウイルス食中毒予防強化期間(11月～1月の3か月間)に共催し、日食協の助成制度を活用して、ノロウイルスに関する講習会の実施や的確な情報等の提

供を行う。

7 「手洗いマイスター認定講習会」(日食協助成制度)

日食協が定める実施規程に基づき手洗いマイスター認定講習会を開催し、手洗いマイスターを養成する。手洗いマイスターは、地域における手洗い指導の中核として、巡回指導をはじめとした食品等事業者に対する衛生指導の一環としての指導と、消費者が手洗いを通じて食品衛生の重要性について知識、理解を深められるよう啓発活動を行う。

8 「食の安心・安全・五つ星事業」

日食協が、自主衛生管理の推進、消費者への適切な情報提供、指導員活動の円滑化、食協組織の拡充強化等を目的に、全国展開を目指して推進している「五つ星事業」に参加する各支部の取り組みを支援する。

9 食品衛生功労者及び食品衛生優良施設の表彰等

厚生労働省生活衛生・食品安全部長表彰、日本食品衛生協会会長表彰及び日本食品衛生協会理事長表彰の推薦並びに愛媛県食品衛生協会会長表彰等を行う。

10 中・四国ブロック大会、全国大会等参加事業

(1) 中・四国ブロック大会等 (米子市)

① ブロック連絡協議会協議機関

開催日 平成 29 年 6 月 13 日(火)

② ブロック連絡協議会

開催日 平成 29 年 6 月 14 日(水)(午前)

③ ブロック大会

開催日 平成 29 年 6 月 14 日(水)(午後)

(2) 食品衛生全国大会等 (東京都)

① 食品衛生指導員全国大会

開催日 平成 29 年 10 月 25 日(水)

② 食品衛生功労者・食品衛生優良施設等表彰式

開催日 平成 29 年 10 月 26 日(木)

III 各種共済事業等の普及推進

消費者保護と会員の福利厚生のため、食品営業賠償共済、あんしんフード君(総合食品賠償共済)、火災共済及び食協生命共済への加入促進並びに月刊「食と健康」の購読普及を図る。